

社会福祉法人いづみ福祉会  
役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

## 社会福祉法人いづみ福祉会

# 役員等の報酬等に関する規程

### ( 目 的 )

第1条 この規程は、社会福祉法人いづみ福祉会（以下、「本会」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

### ( 定 義 )

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### ( 理事長の報酬等 )

第3条 理事長に対して、月額50,000円の業務報酬を支給する。

### ( 理事会及び評議員会の出席報酬等 )

第4条 理事（理事長を除く。）が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

### ( 理事及び評議員の業務報酬等 )

第5条 理事（理事長を除く。）が理事会以外の日において、理事長の命を受けて本会及び施設の運営の為の業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて本会及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### ( 監事の報酬等 )

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 監事が行政による指導監査に立ち会った場合、また、本会が行う内部監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### ( 苦情解決第三者委員の報酬等 )

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会並びに苦情解決第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会並びに苦情解決第三者委員会（出席）以外の日において、本会及び施設に係る苦情解決の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

（ 評議員選任・解任委員会委員の報酬等 ）

第8条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

- 2 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、評議員の選任及び解任に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

（ 出張旅費 ）

第9条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別に定める社会福祉法人いづみ福祉会旅費規程に基づいて、報酬及び旅費等を支給する。

（ 適用除外 ）

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（ 改 廃 ）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。なお、平成19年4月1日より施行の社会福祉法人いづみ福祉会役員報酬規定は廃止する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	適 宜
評議員会出席報酬等	10,000円	適 宜
苦情解決第三者委員会出席報酬等	10,000円	適 宜
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	適 宜

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	適 宜
監事業務報酬等	20,000円	適 宜
苦情解決第三者委員業務報酬等	10,000円	適 宜
評議員選任・解任委員会委員業務報酬等	5,000円	適 宜